

大崎町公告 第 6 号

大崎町庁舎外 12 施設で使用する電力について、下記のとおり条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び大崎町契約規則（昭和 53 年大崎町規則第 3 号）第 2 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 3 年 8 月 16 日

大崎町長 東 靖弘

1. 入札に付する事項

- (1) 件 名 令和 4 年大崎町庁舎外 12 施設電力需給
- (2) 仕 様 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 需給場所 別紙「仕様書」のとおり
- (4) 契約期間 令和 4 年 1 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日まで
- (5) 予定金額 22,275,723 円（消費税及び地方消費税を含む）
- (6) 契約電力・予定使用電力量
 - ア 契約電力 1,068 kW（各施設合計）
(契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、30 分間最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。)
 - イ 契約期間中の予定使用電力量 1,298,386 kWh（各施設合計）
- (7) 供給電気方法等 「別添資料」のとおり

2. 入札参加資格

この入札に参加する者は、入札書の提出締切時点で、次に掲げる要件をすべて満たし、かつ、当該業務に係る大崎町長より競争参加資格があることが確認された旨の条件付一般競争入札参加資格結果通知書を受けていることとする。

- (1) 令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 大崎町物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 28 年大崎町告示第 40 号）第 2 条の規定により、指名停止を受けている者でないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号の暴力団をいう。）又は暴力団員等（暴対法第 2 条第 6 号の暴力団員及び暴力団の構

- 成員とみなされる者をいう。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (6) 国税（法人にあたっては法人税をいい、個人にあたっては所得税をいう）、道府県税及び都税(事業税をいう)、市町村税並びに賦課金等を滞納した実績がないこと。
 - (7) 入札参加資格の申請に際し、大崎町が求めた個別添付書類が提出済であること。
 - (8) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
 - (9) 履行開始日から送電をすることが可能な者であること。

3. 受付及び入札説明書等の配布期間、方法

- (1) 配布期間 公告日から令和3年9月17日（金）まで。
- (2) 受付期間 公告日から平成3年9月17日（金）まで。
- (3) 取得場所 大崎町役場庁舎2階 総務課 契約係
又は、大崎町ホームページからダウンロードしてください。
ダウンロード先は大崎町ホームページのトップページ/まち案内/入札・契約/
大崎町入札情報案内/入札案内/令和4年大崎町庁舎外12施設電力需給入札
について
URL:http://www.town.kagoshima-osaki.lg.jp/so_keiyaku/machiannai/nyusatsu/annai/nyusatsuannai.html

4. 入札参加資格の確認等

- (1) 入札の参加希望者は、次に掲げる申込書及び資料(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申込書等を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することはできない。

- ア 提出期間 令和3年8月16日（月）から令和3年9月17日（金）まで
※土曜日、日曜日及び祝日を除く、9：00から17：00まで。
- イ 提出場所 「20.書類提出先、問い合わせ先」に同じ。
- ウ 提出方法 郵送(一般書留又は簡易書留、配達記録郵便)による。提出期限までに担当課に必着のこと。

(2) 提出書類は、次のとおりとする。

条件付一般競争入札参加申込書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して、提出するものとする。

ア 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けた者であることを証する書類の写し。

(3) 申込書類に基づく審査結果は、令和3年9月30日(木)までに条件付一般競争入札参加資格結果通知書（第2号様式）により郵送で通知する。

(4) その他

ア 申込書等の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された申込書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書等は、返却しない。

エ 提出期限後における申込書等の差替え又は再提出は認めない。

5. 仕様書等に対する質問

(1) 質問期間 令和3年8月16日(月) 8:30から、
令和3年9月1日(水) 17:00まで。

(2) 質問方法 質問事項を指定の質問書（別紙3）に記入のうえ、下記メールアドレスに送付すること。電話問い合わせは、不可とする。

大崎町総務課契約係：somu@town.kagoshima-osaki.lg.jp

(3) 質問回答 令和3年9月10日(金)17:00までに質問者へメールで回答。

6. 入札説明会 実施しない

7. 入札書の記載

入札書(第3号様式)に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価(基本料金単価)及び使用電力量に対する単価(従量料金単価)を根拠とし、別途提示(別紙1)する1年当たりの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した総額を入札金額とする(燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は入札においては加算しない)。

8. 入札内訳書の記載

入札金額の算定基礎として、入札内訳書(別紙2-1)(以下「内訳書」という。)を作成し、入札書に添付しなければならない。内訳書を作成する際には、以下の事項に留意すること。

(1) 各種単価は、消費税及び地方消費税を含むものとする。

- (2) 計算過程の各単価等については、1円未満の端数を含むことができる。
- (3) 内訳書中の基本料金は、各月の力率割合係数を0.85として積算すること。
- (4) 割引等がある場合は、内訳書d欄、g欄に記載し、積算資料を添付すること。
- (5) 各施設の年額料金の総計は、各予定金額内訳(別紙2-2)の年額料金の総計以下とすること。
- (6) 入札内訳書(別紙2-1)は押印のうえ、入札書に同封して提出すること。
- (7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (8) 入札書の日付は、記入日(条件付一般競争入札参加資格結果通知書の通知日以降の日付)とすること。

9. 開札日時及び場所

令和3年10月13日(水) 10:00 大崎町役場庁舎 2階 応接室

10. 入札に関する事項

- (1) 郵便による入札とする。
- (2) 入札に参加をする場合は、大崎町長より競争参加資格があることが確認された旨の条件付一般競争入札参加資格結果通知書を受けた者が、入札書等提出締切日時内に入札書等を指定の場所へ一般書留又は簡易書留、配達記録郵便のいずれかの方法により郵送すること。

ア 入札書等提出締切：令和3年10月8日(金) (必着)

イ 指定場所：〒899-7305

大崎郵便局留

大崎町役場総務課契約係

- (3) 郵送する際の封筒は、入札書(入札内訳書含)及び大崎町より競争参加資格があることが確認された旨の条件付一般競争入札参加資格結果通知書の写しを長形3号サイズの封筒に入れて封かんの上、上記の締切日時までに指定場所へ郵送すること。

また、封筒の表面には、「入札書在中」と朱書きし、入札の開札日及び入札件名を記入。裏面には、差出人の住所、商号又は名称、代表者名及び連絡先電話番号を記入すること。(封筒記入例参照)

- (4) 入札者は、消費税及び地方消費税の課税業者であるか免税業者であるかを問わず、契約を希望する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。(税抜き金額を入札書に記載すること。)
- (5) 入札書の日付は、入札書作成日を記入ください。
- (6) 入札者は、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を除く、一切の諸経費を含めた契約金額を見積もらなければならない。
- (7) 入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。ただし、入札書の提出締め切り前であれば入札書の引き取り及び再提出ができる。
- (8) 入札者が1者であっても、入札を執行するものとする。
- (9) 入札回数は、1回とする。
- (10) 条件付一般競争入札参加資格結果通知書を受理した後、入札完了までに入札を辞退する場合は、入札の前日17:00分までに入札辞退届(別紙4)を「20.書類提出先、問い合わせ先」の場所に提出すること。

1 1. 開札の立会

- (1) 開札の立会は、応札者であれば立会うことができる。(ただし、1業者1名)
- (2) 立会いを希望するものは、入札日前日までに「20.書類提出先、問い合わせ先」に連絡すること。

1 2. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、落札者決定後において、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。

- (1) この業務の競争入札に参加するために必要な資格のない者の入札
- (2) 2以上の入札書による入札。
- (3) 入札金額が訂正されている入札書による入札。
- (4) 指定された郵便方法以外の方法で入札書を郵送したもの。
- (5) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の記名押印のない入札書による入札。
- (6) 記載した文字を容易に消すことができる筆記用具を用いて記載した入札書による入札。
- (7) 民法(明治29年法律第89号)第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札。
- (8) 入札内訳書(別紙2-1)を提出しなかったもの、又は押印がないもの。

(9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者の入札。

なお、大崎町長より競争参加資格があることが確認された旨の条件付一般競争入札参加資格結果通知書の確認を受けた者であっても、開札の時に「2. 入札参加資格」に掲げる入札参加資格のない者が行った入札は、上記(1)に該当する。

1 3. 落札者の決定

(1) 定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低価格となる総価をもって有効な入札を行った者を落札者とする。(契約は落札額を構成する単価で行う)

なお、落札は最低価格入札者が提出する入札内訳書(別紙2-1)の内容を確認後に決定する。

(2) 落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(3) 当該落札候補者が事後審査の結果、条件を満たしていないと認められた場合は、当該入札の次順位者の審査を行うものとする。以降、同じ。

1 4. 入札保証金

大崎町条件付一般競争入札実施要綱(平成20年告示第29-1号)第13条に基づき、入札保証金の納付を免除する。

1 5. 契約書の提出

落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が競争入札参加資格者資格を有しなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

落札者は、契約書に記名押印し、落札の通知を受けた日から起算して5日以内にこれを大崎町長に提出しなければならない。

(1) 契約単価は、落札者が入札書に添付した入札内訳書(別紙2-1)の単価とする。

(2) 落札者は、契約書に仕様書を袋とじしたものを2部作成する。

(3) 「契約書」は、町、契約の相手方各1部を所持する。

1 6. 前払い金

本契約においては、前払い金の支払いは行わない。

1 7. 支払条件

(1) 落札者は、毎月1日の0時に計量器に記録された値を読み取り、計量した使用電力量(前

月の計量から当月の計量までの使用電力量をいう。)を別紙5に示す請求書送付先に通知するものとする。

(2) 電力使用料支払者の検収後、落札者の定める任意の様式による請求書により、電気料金の支払いを別紙5に示す請求書送付先に請求するものとする。

(3) 電力使用料支払者は、(2)の請求があったときは、請求書を受理した日から起算して30日以内に支払わなければならないものとする。ただし、落札者の供給条件に「支払い期日」の定めがある場合は、供給条件により電気料金を支払うものとする。

18. 異議の申し立て

入札した者は、入札後、公告、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

19. その他

(1) 現場説明会は、開催しない。

(2) 申込書等の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

(3) 提出期限後における申込書等の差し替え又は再提出は認めない。

(4) 提出された申込書等は、返却しない。

(5) 提出された申込書等は、入札参加資格の確認以外に申込者に無断で使用しない。

(6) 申込書等に虚偽の記載をした場合においては、入札参加停止を行うことがある。

(7) 入札参加者は、この公告文書及び仕様書を熟読し、これを遵守すること。

(8) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(9) 仕様書に特段の定めがない事項については、その他関係規定を承知のうえ入札すること。

(10) その他記載されていない事項については、地方自治法、同法施行令、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令、規則等関係法令の定めによること。

20. 書類提出先、問い合わせ先

大崎町役場 総務課 契約係

〒899-7305 鹿児島県曾於郡大崎町假宿1029番地

電話 099-476-1111 FAX 099-476-3979

E-MAIL somu@town.kagoshima-osaki.lg.jp

※ 総務課での書類等の取得、問い合わせは、土曜日、日曜日及び祝日を除く、9:00から17:00までとする。